岐阜市立女子短期大学附属図書館長規程

制定　昭和48年 3月 9日
改正　昭和49年 3月 1日　昭和61年 6月13日
平成元年10月20日　平成16年10月27日
平成26年 3月31日　令和 2年 4月22日
令和 3年 3月31日　令和 4年 2月24日
令和 5年 9月27日　令和 7年11月26日
令和 8年11月11日

（趣旨）

第1条　この規程は、岐阜市立女子短期大学処務規則（昭和48年岐阜市規則第19号。以下「規則」という。）第2条第2項に規定する附属図書館長（以下「図書館長」という。）の職務及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第1項、第4項及び第7条の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学評議会（以下「評議会」という。）が行う選考に関し、必要な事項を定める。

（職務）

第2条　附属図書館長の職務は、次の各号に掲げる職務とする。

(1)　図書館運営に関する職務

(2)　研究面における大学運営に関する職務

(3)　その他学長から命ぜられた職務

2　前項各号に規定する職務のうち、特に学長が定める職務については、附属図書館長が決定権限を有する。

（選考の時期）

第3条　図書館長候補となる者（以下「図書館長候補者」という。）の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1)　図書館長の任期が満了するとき。

(2)　図書館長が定年となったとき。

(3)　図書館長が辞任を申し出たとき。

(4)　図書館長が欠員になったとき。

2　図書館長候補者の選考は、前項第1号及び第2号の場合にあっては、任期満了及び定年の日の30日前までに終了するものとし、同項第3号及び第4号の場合にあっては、その日から30日以内に終了するものとする。

（図書館長候補者の資格）

第4条　図書館長候補者は、本学の専任教授（岐阜市立女子短期大学の特定任期付教員の採用等に関する規程第3条第1項に規定する教授職の者を除く。）で、学識が優れ、教育研究に関し見識を有し、かつ、管理運営能力を有する者とする。

（図書館長の任期）

第5条　図書館長の任期は、2年とする。

2　図書館長は再任することができる。ただし、再任は1回に限るものとする。

3　図書館長が辞任を申し出たとき又は欠員となったときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（兼務の禁止）

第6条　副学長は図書館長の職を、図書館長は副学長の職を兼ねることはできない。

（選考の方法）

第7条　図書館長候補者の選考は、選挙によって行う。

（選考権者）

第8条　前条の選考を行う資格を有する者（以下「選考権者」という。）は本学に在籍する常勤教職員のうち教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務局長、事務局次長、総務管理課長及び事務局主幹（休職中及び停職中の者を除く。）とし、所定の様式による図書館長候補者選考権者名簿に登録する。

2　前項の選考権者は、第15条に定める選考期日告示日に現にその職にある者とする。ただし、選考期日までにその職を離れた者を除く。

（図書館長候補者の告示）

第9条　第4条に規定する者の氏名は、五十音順に整理し、所定の様式による図書館長候補者名簿を作成して告示するものとする。

（投票）

第 10 条　投票方法は、前条の名簿に登載された者の中から 1 名に投票し、投票は、無記名投票とし、選考権者の過半数得票者を当選者とする。

2　過半数の票を得た者がなかった場合は、得票上位 2 名の者について 7 日以内に第 2 回目の投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。得票同数の場合は、同じ 2 名の者についてくじにより当選者を決定する。

3　当選者の氏名は、告示する。

4　前2項の規定は、図書館長候補者の選考について準用する。

（選考の管理）

第11条　第7条に規定する選考事務を管理するため、図書館長候補者選考管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第12条　前条の委員会は、次に掲げる委員4人を持って組織し、評議会が任命する。

(1)　教授会の構成員（学長、専任教授及び事務局長を除く。）の選挙により選出した准教授又は講師　3名

(2)　総務管理課長　1名

2　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3　委員長は、委員会を総理する。

4　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

6　委員の欠員が生じた場合は、直ちに教授会での委員選挙の次点者で補充し、次点者無き場合はあらためて教授会での委員選挙で補充するものとする。

7　委員は、投票勧誘その他の選挙活動を行ってはならない。

（委員会の議事）

第13条　委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員会の職務）

第14条　委員会は、次の各号の事務を処理する。

(1)　図書館長候補者名簿の作成並びに管理

(2)　選考に関する事項の告示

(3)　投票用紙の作成及び交付

(4)　投票及び開票の管理並びに当選者の確認

(5)　選考に関する施設の管理及び運営

(6)　選考記録の作成

(7)　選考に関する疑義照会の処理

（選考期日及び場所の告示）

第 15 条　図書館長候補者の選考を行う旨並びに期日と場所に関する告示は、投票期日の 7 日前までに行う。

2　委員会は、前項の告示について選考権者に通知する。

（不在選考）

第16条　選考権者が公務出張その他やむを得ない事由のため、所定の日時に選考を行うことができないときは、不在選考を行うことができる。ただし、代理選考は認めない。

2　不在選考をした者が、第 8 条第 2 項の規定により選考する資格を失った場合は、当該不在選考を無効とする。

（選考の効力の判定）

第 17 条　投票の効力について疑義が生じた場合は、委員会が判定する。

（選考結果の報告）

第 18 条　委員会は、選考結果を評議会の議を経て教授会に報告する。

2　評議会は、選考結果を参考に、当選者に対する第 4 条に規定する図書館長候補者の資格及び確認並びに図書館長就任の要請を行うものとする。

3　当選者が図書館長就任を受諾したときは、学長は、評議会の審議結果を参考に図書館長を選定し、市長に通知するものとする。

4　当選者が図書館長就任を辞退したとき又は欠けたときは、直ちに選考を再開する。

（その他）

第19条　この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が別に定める。

附　則

この規程は、昭和48年3月9日から施行する。

附　則

この規程は、昭和49年3月1日から施行する。

附　則

この規程は、昭和61年6月13日から施行する。

附　則

この規程は、平成元年10月20日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年10月27日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前において、学生部長の職にあるものを副学長の職に充てるものとし、その任期は、平成27年3月31日までとする。

附　則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附　則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年9月27日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年11月26日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年11月11日から施行する。